







# 新しい火災予防条例

防火のため大切なこと

六月十四日から施行される

川辺町火災予防条例が、昭和三十七年三月定例議会に於いて可決せられたので、この新火災予防条例必要事項を、次のとおり抜いたします。なお、本年六月十四日よりこれに準じて適用します。

火を使用する設備の位

置構造及び管理の基準等

第一節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれがある設備の位置、構造及び管理の基準

第二節 火の使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれがある設備の位置、構造及び管理の基準

第三節 火及びかまど

第四節 火の使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれがある設備の位置、構造及び管理の基準

第五節 衝撃、振動等による火災の発生のおそれがある設備の位置、構造及び管理の基準

第六節 火の使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれがある設備の位置、構造及び管理の基準

第七節 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

第八節 開放炉又は常時油類その他これに類する燃性の物品から火災予防上、安全な距離を保つこと。

第九節 燃料槽を屋内に設置すること。

第十節 新、石炭その他の固体燃料を使用する場合における火災予防上、有効な遮へいを設けること。

第十一節 不燃材料で造った床の上に設けること。

第十二節 燃料槽の架台は、不燃材料で造ること。

第十三節 燃料槽は、非常用の供給を断つ有効な構造とすること。

第十四節 燃料槽を設けること。

第十五節 燃料槽を設けること。

第十六節 燃料槽を設けること。

第十七節 燃料槽を設けること。

第十八節 燃料槽を設けること。

第十九節 燃料槽を設けること。

第二十節 燃料槽を設けること。

第二十一節 燃料槽を設けること。

第二十二節 燃料槽を設けること。

## 火の用心

造ること。

二 燃料槽を屋内に設ける場合にあつては、その付属設備は、必要な点検を行ない、火災の上に設けること。

三 燃料槽を屋外に設ける場合にあつては、その付属設備は、必要な点検を行ない、火災の上に設けること。

四 屋内に設ける場合にあつては、土間又は金属以外の不燃材料（コンクリート、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しつく）その他これらに類する不燃性の材料をいふ場合に於ては、床又は台上に設けること。

五 木の床は、床面に取灰を設けること。

六 不燃性の床面に取灰を設けること。

七 木の床は、床面に取灰を設けること。

八 不燃性の床面に取灰を設けること。

九 不燃性の床面に取灰を設けること。

十 不燃性の床面に取灰を設けること。

十一 不燃性の床面に取灰を設けること。

十二 不燃性の床面に取灰を設けること。

十三 不燃性の床面に取灰を設けること。

十四 不燃性の床面に取灰を設けること。

建造物の軒は、その伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効的な遮へいを設けること。

九 溶融物があつること。

十 暖房の用に供する熱風炉があつては、加熱された溶融物を安全に運搬する装置を設けたこと。

十一 不燃性の床面に取灰を設けること。

十二 不燃性の床面に取灰を設けること。

十三 不燃性の床面に取灰を設けること。

十四 不燃性の床面に取灰を設けること。

十五 不燃性の床面に取灰を設けること。

十六 不燃性の床面に取灰を設けること。

十七 不燃性の床面に取灰を設けること。

二 壁、柱等可ねん性の部分に取り付けるものにあつてはガス湯沸設備と取付面等との間に四・五ヶ所を離して保つこと。

三 ガス湯沸設備から井戸、床裏等にある部分を離して設けること。

四 炉又はかまどにあつては、前日の点検を熟練者に行なわせ、不良箇所を発見したときは直ちに補修せざるとともに、その結果を記録し、保存すること。

五 本來の使用目的以外に使用しないこと。

六 本來の使用ねん料を用いた物を使用しないこと。

七 こんろ又は移動式ストーブの周囲は常

に整理清掃に努めること。

八 液体ねん料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置しないこと。

九 液体ねん料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

一〇 引火性又は爆発性の物品その他の可ねん材料で被覆する部分について、第五号から第七号まで

部分の仕上げを不燃材料をいう。以下同じで、室内に設けると、他の不燃材料に準ずる防火性能を有する材

料を構成する。また、熱風炉に付属する風道については、次によること。

イ 風道及びその被

覆及び支わくは、不

いして熱風炉に付属する風道については、次によること。

ロ 燃料槽は、使用中

燃料が漏れ、あふれ

又は飛散しない構造

については次によるこ

と。十一、熱風炉に付属する部分に防火ダ

ンが滞留せず、かつ、点

火及びねん焼の状態が

確認できる構造とする

とともに、配管は金属

パイプを設けること。

十二、電気を熱源とする

火及びねん焼の状態が

確認できる構造とする

とともに、配管は金

管を用いること。

十三、電気を熱源とする

火及びねん焼の状態が

確認できる構造とする

とともに、配管は金

管を用いること。

十四、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

十五、電気を熱源とする

火及びねん焼の状態が

確認できる構造とする

とともに、配管は金

管を用いること。

十六、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

十七、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

十八、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

十九、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十一、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十二、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十三、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十四、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十五、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十六、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十七、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十八、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

二十九、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十一、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十二、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十三、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十四、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十五、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十六、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十七、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十八、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

三十九、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

四十、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

四十一、軽油、重油その他の液体燃料を使用するところに、ねん料が漏れることは、常に規定するものと同様に放置してはならない。

棄権の防正としましては、みんな投票